

川崎市公告第1366号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 22 日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

川崎港コンテナターミナル関連施設

川崎市川崎区東扇島 92 番、93 番の一部

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市港湾施設条例、川崎市港湾施設条例施行規則のほか、詳細については指定管理仕様書に定める。

3 指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 申請資格

申請ができる者は、京浜港の港湾運営会社の指定を受けた株式会社、又は当該株式会社が港湾施設の運営に実績のある者と結成する共同事業体のいずれかとする。ただし、当該株式会社（共同事業体による申請の場合は、構成員の全ての者。ただし、下記（7）については、共同事業体として共有の規定でも構わない。）が、次の条件を満たしている場合に限ります。

(1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていない者

(3) 市から指名停止措置を受けていない者

(4) 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしていない者

(6) 団体又はその代表者が市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者

※排除措置の対象となる場合

- ・法人等の役員等経営に関与する者(以下「役員等」という。)に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員等」という。)が含まれている場合
- ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その

他財産上の利益を供与している場合

- ・ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- ・ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

(7) コンプライアンスに関する規程（行動指針や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの）を有している者

5 指定申請の方法

(1) 申請書類の配布期間及び配布方法

令和7年9月22日(月)から10月22日(水)まで、市の管理する公式ホームページにて配布します。

(2) 提出書類

共同事業体として申請する場合、ア、ウ、カ以外は、原則として共同事業体を構成する全ての法人について、それぞれ次の書類が必要となります。

ア 川崎港コンテナターミナル関連施設指定管理申請書

イ 法人等の概要書（現に行っている業務の概要を記載した書類）

ウ 指定予定期間に属する各年度の港湾施設の管理に係る事業計画書及び収支計画書

エ 定款（申請時最新のもの）

オ 登記事項証明書（申請時より3か月以内に発行されたもの）

カ 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の
事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

キ 役員の名簿及び履歴書

ク 川崎港コンテナターミナル関連施設運営事業に係る組織及
び運営事業に関する事項を記載した書類

ケ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく
個人情報への外部提供同意書

コ 誓約書

サ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書

※過去2年間に次のような事由があった場合には具体的な内容を
記載し、該当事由がない場合は、その旨を記載し提出してくださ
い。

(ア) 市からの指名停止に該当する事由があった場合

(川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置
要件への該当の有無で判断)

(イ) 法人・団体に次の事由があった場合

労働基準法（昭和22年法律第49号）、不正競争防止法（平成
5年法律第47号）、特定の業種の営業について特別の定めを置く
法律（食品衛生法（昭和22年法律第233号）、警備業法（昭和47
年法律第117号）等（いわゆる「業法」））、その他の法令の違反
により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされ
た場合

(ウ) 法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった
場合

業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他の設置・

運営法人としての健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為、
又はそのおそれがある行為があった場合

※決定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る
提出書類の提出後であっても、上記(ア)～(ウ)の事由が生じた
場合は、速やかに書面にて報告してください。事由によっては再
審査を行う場合があります。

シ コンプライアンスに関する規程（行動指針や推進体制等、コ
ンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの）

ス 財務分析に必要な書類

(ア) 直近3期分の損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注
記表

(イ) 直近3期分の貸借対照表

(ウ) 直近3期分の財産目録

(エ) 直近3期分の監査報告書

(オ) 直近2年分の納税証明書（市民税(法人)納税証明書、固定
資産税・都市計画税(土地・家屋)納税証明書、消費税及び地
方消費税等の納税証明書）

(カ) 申請日前1月以内の預金残高証明書

(キ) 債務状況自己申告書

(ク) その他、申請団体の経理状況の審査に必要と認められる書
類

(ケ) 京浜港の港湾運営会社の指定を受けたことが分かる書類
(指定書の写し等)

(コ) その他市長が必要と認める書類

(3) 申請書類の受付期間

令和7年10月8日(水)から令和7年10月22日(水)まで
(午前9時から午後5時まで)

(4) 申請書類の提出方法

オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) による電子申請
(持参の場合は、川崎市港湾局川崎港管理センター港営課に
持参してください。郵送による提出の場合は、10月22日(水)
午前中必着。郵送後、電話にて郵送で送った旨を連絡してくだ
さい。なお、申請書類等1式は返却しません。)

(5) 問合せ先

川崎市港湾局川崎港管理センター港営課

所在地 〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38番地1

(川崎市港湾振興会館業務棟4階)

電 話 044-287-6028

F A X 044-287-6038

電子メール 58kouei@city.kawasaki.jp